

資料編



資料編では、本計画策定に係わる取り組みや用語集等について解説します。



琵琶湖花噴水

1. アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査結果の概要

■ 目的

景観計画を改定するにあたり、景観に対する市民の意見を聴取し、景観上の資源や課題、大切にされている景観等を明らかにすることを目的に実施しました。

■ 調査対象者

調査対象：18～85歳の大津市民 3,000人（無作為抽出）

※大津市総合計画策定時の意向調査対象者抽出条件に準じています。

- ・外国人は含みません。
- ・18歳から85歳までの者を小学校区・男女別に人口比率にあわせて抽出しました。
- ・郵便物を確実に届けるために方書（かたがき）がない人は含みません。
- ・人口比に応じて求めた算出数の総計が2,961人（-39人）のため、算出数に対して、男性下位19学区、女性下位20学区に1ずつ追加しました。

■ 調査方法・期間

調査方法：郵送配布、郵送回収（WEBでの回答も可。URL、二次元コードを調査票に記載）

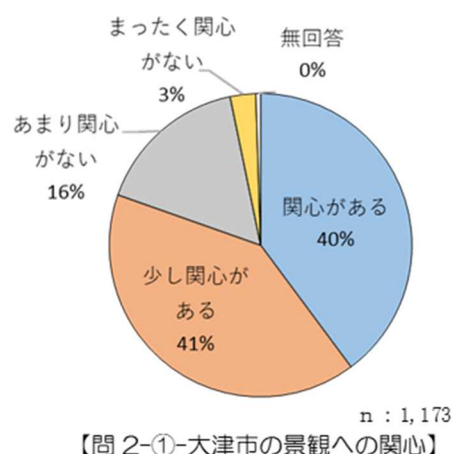
調査期間：令和3年9月15日～10月5日

■ 回収状況

配布数	回答数	回収率
3,000通	1,173通	39.1%

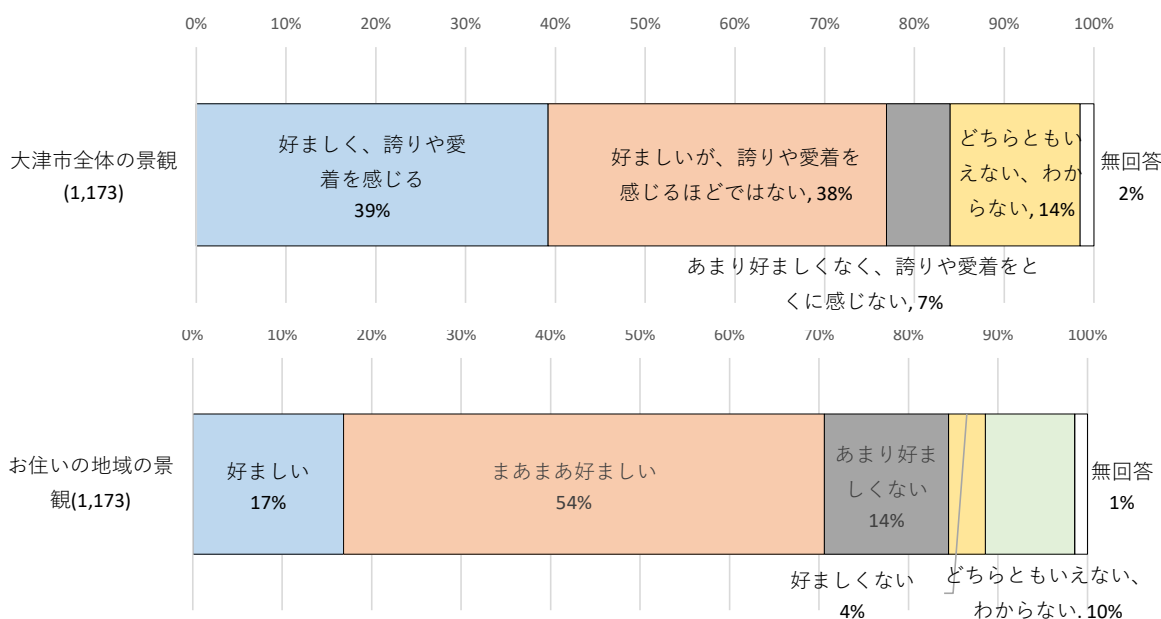
景観への関心

- ・8割以上が天津市の景観に関心を持っています。男女別では男性の方が景観への関心が高く、年齢別では年齢が高くなるほど景観への関心が高まっています。学区別では、ほとんどの地域で8割以上が景観への関心を持っており、特に小野、仰木の里、下阪本、藤尾で関心が高くなっています。
- ・約7割が「天津市景観計画※」について知らず、景観計画も施策も知っていた人は5%に留まりました。景観計画に関する情報は、「広報おおつ」から情報を得ている人が約8割となっています。



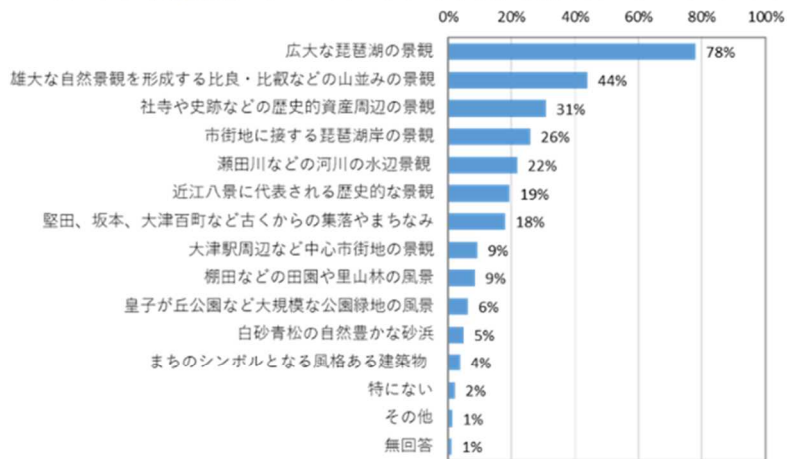
天津市全域・お住まいの地域の景観について

- ・約8割が天津市全体の景観に好感を持っています。「好ましく、誇りや愛着を感じる」は年齢が高くなるほど、居住年数が長くなるほど多くなっています。学区別では、和邇、真野北、長等、中央、富士見、石山、田上、上田上で特に多くなっています。
- ・約7割が地域の景観に好感を持っていますが、天津市全体の景観への好感（約8割）よりは低くなっています。いずれの年齢、居住年数でも「まあまあ好ましい」が大半を占め、学区別では、葛川を除く全ての地域で「まあまあ好ましい」が最も多く、「好ましい」「まあまあ好ましい」を合わせた割合が過半数を占めています。特に木戸、小野、真野北、仰木の里、仰木の里東、日吉台、田上、青山が好感度が高くなっています。



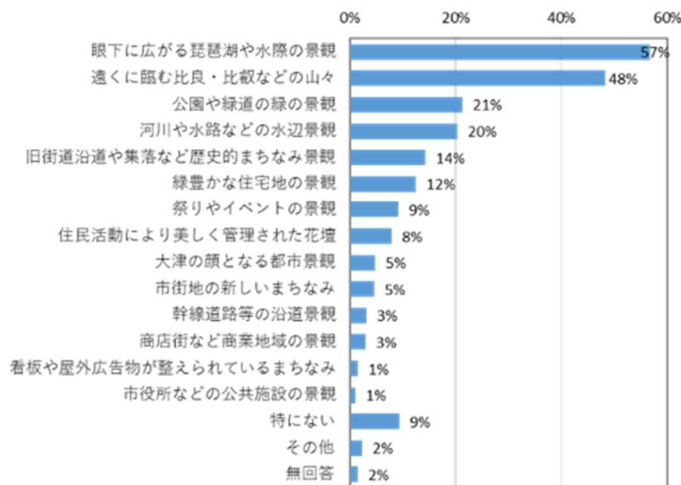
大津市やお住まいの地域の大切な景観、魅力的な景観について

- ・大津市らしい、大津にとって大切な景観としては、「広大な琵琶湖の景観」が約8割と圧倒的に多く、次いで「雄大な自然景観※を形成する比良・比叡などの山並みの景観」が44%と高くなっており、琵琶湖や山々の自然景観が大津らしい景観として認識されているといえます。市の景観への関心度別では、「まったく関心がない」人でも「広大な琵琶湖の景観」を過半数が挙げています。大津市の景観への満足度別では満足度が高くなるほど「広大な琵琶湖の景観」の割合が高くなっています。
- ・お住まいの地域で魅力的と感じる景観としても、「眼下に広がる琵琶湖や水際の景観」、「遠くに臨む比良・比叡などの山々」が多くなっています。「比良・比叡などの山々」は北部地域、西北部地域、中北部地域で過半数を占め、特に北部地域で多く、「琵琶湖や水際の景観」は北部地域、中部地域で多くなっています。「河川や水路などの水辺景観※」は南部地域で多いことなどからも、地域における景観特性の違いから魅力的と感じる景観が異なっていることが読み取れます。
- ・地域の景観への関心度別では、関心が高くなるほど「眼下に広がる琵琶湖や水際の景観」の割合が多くなりますが、景観への満足度別ではいずれの満足度においても「眼下に広がる琵琶湖や水際の景観」が多くなっており、満足度においてはあまり大きな影響はないようです。



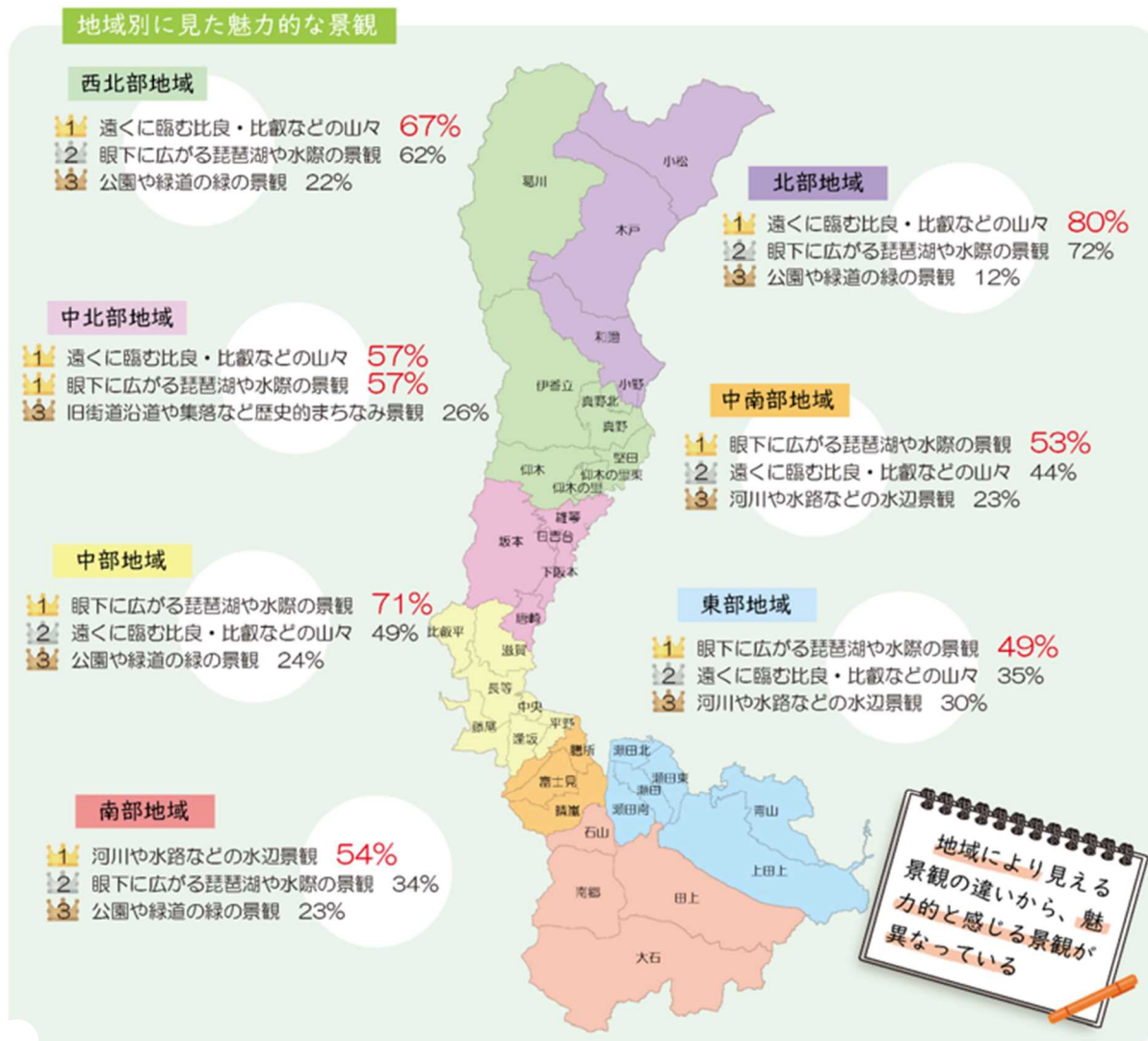
n : 1,173

【問7 「大津らしい」「大津にとって大切」と思う景観】



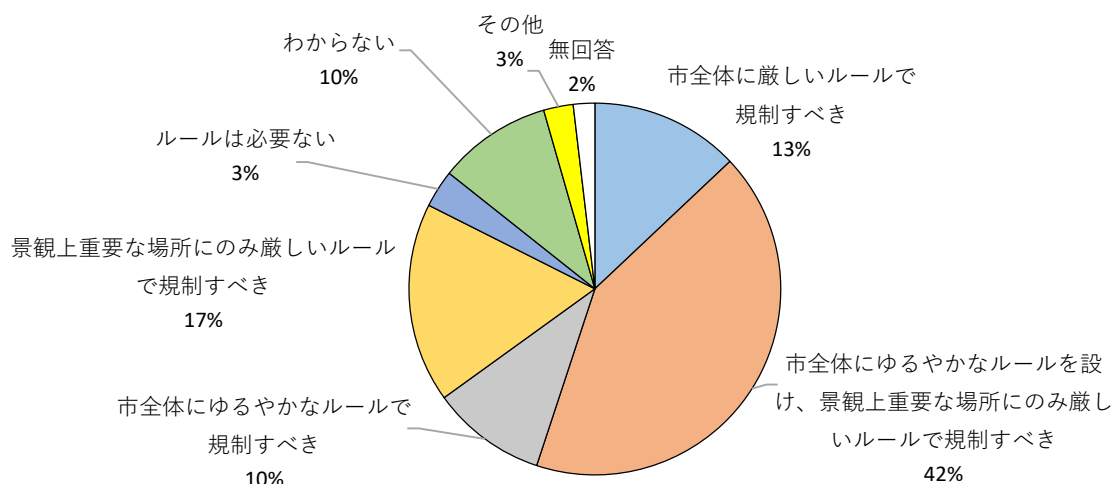
n : 1,173

【問8 お住まいの地域で魅力的と感じる景観】



良好な景観づくりに向けて必要なルール

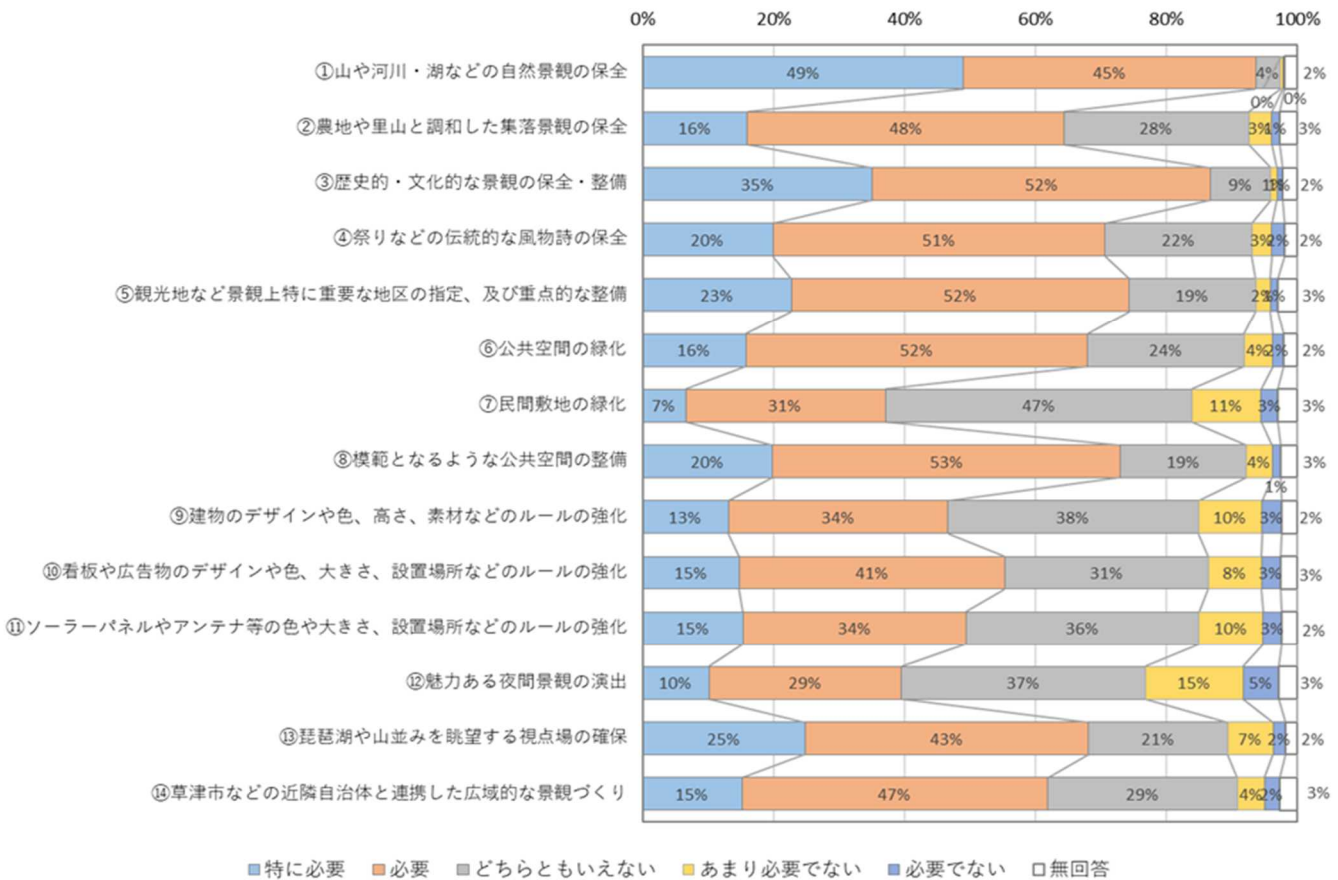
・「市全体にゆるやかなルールを設け、景観上重要な場所にもみ厳しいルールで規制※すべき」が42%と最も多く、次いで「景観上重要な場所にもみ厳しいルールで規制すべき」17%となっています。



資料-4

大津市らしい良好な景観づくりに向けた取り組み

- ・大津市らしい良好な景観づくりに向けた取り組みとしては、「山や河川・湖などの自然景観の保全※」で「特に必要」「必要」を合わせた回答の割合が最も高くなっています。そのほか「特に必要」「必要」を合わせて7割以上なのは「歴史的・文化的な景観の保全・整備」「祭りなどの伝統的な風物詩の保全」「観光地など景観上特に重要な地区の指定、及び重点的な整備」「模範となるような公共空間の整備」です。一方、「民間敷地の緑化」「魅力ある夜間景観の演出」は「あまり必要でない」「必要でない」の割合が高くなっています。



n : 1,173

【問 13 大津市らしい良好な景観づくりに向けた取り組み】

地域別に見た今後必要な取組み

西北部地域

- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 93%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 87%
- 3 模範となるような公共空間の整備 75%

中北部地域

- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 94%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 84%
- 3 模範となるような公共空間の整備 77%



中部地域

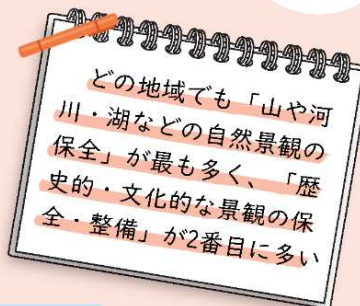
- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 96%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 88%
- 3 祭りなどの伝統的な風物詩の保全 79%

中南部地域

- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 94%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 85%
- 3 祭りなどの伝統的な風物詩の保全 78%

北部地域

- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 93%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 85%
- 3 農地や里山と調和した集落景観の保全 77%



東部地域

- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 93%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 87%
- 3 観光地など景観上特に重要な地区の指定、及び重点的な整備 74%
- 3 模範となるような公共空間の整備 74%



南部地域

- 1 山や河川・湖などの自然景観の保全 94%
- 2 歴史的・文化的な景観の保全・整備 90%
- 3 観光地など景観上特に重要な地区の指定、及び重点的な整備 76%



2. ワークショップの結果

講演会・市民ワークショップ開催概要

- 開催目的 景観重点地区の指定及び景観形成の方針・景観形成基準の決定に対する地域住民の意見を反映させる
- 対象地区 景観重点地区へ指定する予定の3地区（「かたがた堅田」・「さかもと坂本」・「おおつひやくちょう大津百町」）
- 開催日時
堅田地区：2024年1月23日（火）19時から21時
坂本地区：2024年2月9日（金）19時から21時
大津百町地区：2024年1月31日（水）18時30分から20時30分
- プログラム
（各地区共通）
 - 第1部 説明会
 - (1) 第2次大津市景観計画（案）について
 - (2) 大津市歴史的風致維持向上計画に基づく歴史まちづくり事業等について
 - 第2部 講演会
 - 「これからの景観づくり」
 - 田口真太郎先生（せいあん成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教）
 - 第3部 市民ワークショップ
 - (1) グループワーク
 - (2) 発表会
 - (3) 総括



たぐちしんたろう
田口真太郎先生講演



かたがた
堅田地区 グループワークの様子



さかもと
坂本地区 グループワークの様子



おおつひやくちょう
大津百町地区 グループワークの様子

(1) 堅田^{かたた}景観重点地区

- 開催日時 2024年1月23日(火) 19時から21時
- 開催場所 堅田^{かたた}コミュニティセンター 3階 大会議室
- 参加者数 12名

ワークショップの主な意見

■ 地区の歴史資源

- ・多くの神社仏閣が集積しており、特徴的な景観を形成している。
- ・伊豆^{いず}神社やその周囲1kmぐらいの範囲や供御^{いぎにんぎょうねつ}人行列などの行事が重要である。
- ・一休^{いっきゅう}さんが修行した祥瑞^{しやうぎ}寺、光徳^{こうとく}寺、本福^{ほんふく}寺などの寺院も重要である。
- ・芭蕉^{ばしやう}が句を詠んだ十六夜^{いざよひ}の弁^{べん}の碑を中心とした月見に関わる資源が重要である。
 - ▶ 地域の人々が歴史への認識を深める。
 - ▶ 平安末期から堅田^{かたた}の成り立ちから歴史を学ぶ。
 - ▶ 歴史の語り部を育成する。
 - ▶ 観光案内や歴史を学ぶ取組に行政が支援をする。
 - ▶ 石垣等の修繕が必要である。

■ 琵琶湖岸や内湖、その周辺の景観

- ・堅田^{かたた}21世紀の会をはじめ、地区住民等で内湖の清掃活動を進めている。
- ・淡水真珠養殖の棚の撤去等についても進められており、美しい内湖の保全の取組を進めている。
 - ▶ 内湖の周りを回遊できるような遊歩道を整備したい。
 - ▶ 内湖の周りを回遊できるような遊歩道を整備したい。

■ 生業

- ・地域の歴史ある酒造を盛り上げるようにする。
 - ▶ 地域で有名な酒をPRする。
- ・シジミの殻を積み上げてある漁港の風景を大切にする。
 - ▶ 内湖の周りを回遊できるような遊歩道を整備したい。

■ 景観協定^{*}区域のまちなみ

- ・堅田^{かたた}のまちなみ景観は琵琶湖からの眺めも美しい。
 - ▶ カヌー遊びなど、琵琶湖から眺めるような取り組みがあっても良い。
- ・堅田^{かたた}には、2つの景観協定区域(落雁^{らくがん}の道地区景観協定、出島^{でけじま}灯台のまち景観協定)がある。
 - ▶ 2つの景観協定区域のつながりを強くするような周遊ルートつくるなど、内湖やびわこ湖岸沿いを歩けるような遊歩道が整備したい。

(2) 坂本景観重点地区

- 開催日時 2024年2月9日(金) 19時から21時
- 開催場所 大津市坂本コミュニティセンター 2階大会議室
- 参加者数 14名

ワークショップの主な意見

■ 地区の資源

- ・ 伝統的な建物や石積み(穴太衆積み)のあるまちなみ、社寺が点在していることが重要である。
 - ▶ 知名度を上げて、坂本らしさ多くの人に知ってもらうことが必要である。
 - ▶ 「語り部」ボランティアガイドに話をしてもらう機会や人材育成が必要である。
- ・ 紹介・発信するような機能が現状ないので、来街者等にも伝わっていないと思う。
 - ▶ 駅前に観光案内サインを新たに整備する、既存のまちなかのマップを洗練等はすべき。
- ・ 坂本から見た琵琶湖の景観(まち中にも見える場所がある)がよい。
- ・ 坂本は三社寺(延暦寺、白吉天社※、西教寺)の門前町である。

■ 伝統と文化

- ・ 山王祭を継承していくことが重要である。
 - ▶ まちなかでも祭りが行われるので、祭りが似合う通り(場所)にすべき。
 - ▶ 祭りの時等、ピーク時における来街者を限定することも必要だと思う。
 - ▶ 新しく坂本地区に来られた住民の方にも、坂本の魅力を伝え、継承していくべきだと思う。
- ・ 歴史的な道すじ(通り)からの山並みへの眺めが良い。
 - ▶ 眺めを良好にするため沿道の石積みや伝統的な古民家を良好に残していく必要がある。

■ 規制強化

- ・ 伝統的なまちなみにそぐわない屋根の建物が建ってしまうことが問題である。
- ・ 周辺に住宅等開発が多く、勾配屋根のないまちになってしまう。
 - ▶ 重要な通りなど、地区計画※の範囲を広げまちなみを守る必要がある。
- ・ 観光客等の来街者も増加しつつある。一方で、山王祭の時は、多くの人が祭りを見に来ており、地元民として祭りの様子を見ることができない等、関わりにくくなっている状況もある。
 - ▶ 祭りの時等、ピーク時における来街者を限定することも必要だと思う。

■ にぎわい

- ・ 地区内に飲食店があれば、まちなかへの滞在時間も増え、坂本地区の歴史的な地域資源等も見回るような回遊性の向上にもつながる。
 - ▶ 来訪者の満足度を高めるために、もてなしの施設を整備する。

(3) 大津百町景観重点地区

- 開催日時 2024年1月31日（火）19時から21時
- 開催場所 大津市中央支所 4階大会議室
- 参加者数 25名

ワークショップの主な意見

■ 地区の課題

- ・町家が減り続けている。まちの特性が希薄になっている。
- ・町家は個人の財産であり、維持が難しく補助も出ないのでマンションに変わっていく。

■ 厳しい規制が必要

- ・規制がないとマンション建設を止めることができない。
- ・旧東海道の一部だけは地区計画がかかっているが、他のところは地区指定がない。
- ・強制力のある規制が重要で行政が決めることである。
- ・高層マンションが建てられないように、ルールはもっと厳しくてもよい。
 - ▶ 地区計画なども検討するべきではないか。
- ・大津百町の景観はこうあるべきだというような、景観イメージが共通認識として無い。
 - ▶ 屋根は瓦で統一する等、規制力を強め、インセンティブを与えることをしながら強く進めていくべきである。

■ 歴史的な資源

- ・お城等のような、まちのシンボルとなるような景観資源はない。
- ・大津宿本陣跡や蟬丸、大津祭等、大津百町の歴史を物語る地域資源は豊富にあるのが特徴である。
 - ・等町通り等の歴史ある通りは風情もある、通り沿道の町家も残していきたい。
 - ▶ マンション住人等にも地域の特性を知ってほしい。

■ 伝統と文化

- ・祭が似合うまちとして維持していきたい。
 - ▶ 大津祭を継承していくのに課題がある。世界遺産にふさわしいまちにしていく必要がある。
 - ▶ 曳山ルートに電柱などがある。歴史景観を守るのであれば、電柱の地中化をすべき。
- ・町家は二階から曳山が見られるようにデザインされている。見た目だけでなく文化や特性を守る大切である。
 - ▶ 歴史を伝える案内板などが整備されると良い。
 - ▶ 町名や地元用語等も地域の文化的資源として大切にしていきたい。

3. 旧計画からの変更の概要

(1) これまでの経緯

平成18年2月の大津市景観計画策定以降、本市では計画に基づき美しい景観の形成や保全に向けた取組を着実に進めてきたところですが、計画策定から15年あまりが経過し、この間、市民意識・社会情勢が変化し、新たな視点を踏まえた景観づくりの検討が必要となってきました。

旧計画のもとで行ってきた景観づくりを継承しながら、時代の変化に対応した質の高い景観形成を推進することにより、将来にわたり本市の優れた景観を保全、創出していくことを目的として第2次大津市景観計画の策定を行いました。

(2) 旧計画からの主な変更点

第2章 ① 景観区を景観エリア*に再編（「景観区」から「景観エリア」へ）

地域特性に基づき市内を区分する景観地域は旧計画から踏襲しつつ、景観形成の基本単位については、細分化され分かりにくさのあった景観区を再編し、土地利用の現況や用途など景観特性の違いに応じて指定する景観エリアを新たに指定しました。92あった旧計画の景観区を70の景観エリアに再編しています。

第3章 ② 「景観重点地区」の指定（かたた堅田地区、さかもと坂本地区、おおつひやくちよう大津百町地区）

景観計画区域*のうち、特に景観上重要な地域で、これまでも地域住民と行政の協働により地域で育まれてきた特性を活かした景観づくりに取り組んでいる地域を対象に景観重点地区を指定し、それぞれの地区に応じた景観形成基準などを定めました。

第4章 ③ 「対岸眺望景観保全地域」の設定（草津市との景観連携）

大津市と草津市は広域的な観点から良好な景観を保全、創造するために「びわこ東海道景観協議会」を設立し、令和3年3月に「びわこ東海道景観基本計画」を策定しました。

この中で、琵琶湖越しの景観について「対岸眺望ポイント」を定め、対岸景観形成の目標と目標像を設定しました。

これに基づき、草津市側から本市側の水と緑の大景観などを望むことができる「対岸重要眺望点」およびその視対象となる景観に影響を与えると考えられる建築行為などを誘導する「対岸眺望景観保全地域」をそれぞれ指定しました。

第6章 ④ 景観づくりに向けた「推進方策」の追加

景観づくりを市民や事業者、行政が連携しながら取り組んでいくための各者の役割や具体的な取組み（アクション）を行っていく上での具体例を示しました。

また、地域が主体となって定める景観に関するルール^①の例を掲載しました。

4. 計画の策定過程

年度	月	検討内容等	主な取り組み
令和3年度	4月	第38回大津市景観審議会	大津市景観計画の改定について諮問
		第1回景観計画改定専門部会	今後のスケジュール等の確認
	8月	第2回景観計画改定専門部会	大津市の景観に関するアンケート案報告
	12月	第3回景観計画改定専門部会	事前アンケート結果報告と改定方針案について検討
	3月	第39回大津市景観審議会	事前アンケート結果報告と改定方針案について審議
令和4年度	8月	第4回景観計画改定専門部会	景観計画の改定と、景観区のあり方等について検討
	9月	第1回庁内連携会議	庁内連携会議の役割について
	10月	第40回大津市景観審議会	第2次大津市景観計画骨子案について審議
	2月	第5回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画素案について検討
	3月	第41回大津市景観審議会	第2次大津市景観計画素案について審議
令和5年度	7月	第42回大津市景観審議会	第2次大津市景観計画素案について審議
	8月	第6回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画原案（序章～第1章）について検討、景観エリアの設定についての検討
	9月	第7回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画原案（第2章）について検討
	10月	第8回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画原案（第3,4章）の検討
		第9回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画原案（第5,6章）の検討
	11月	第43回大津市景観審議会	第2次大津市景観計画原案について審議、ワークショップの実施について報告
	12月～2月	市民ワークショップ	堅田、坂本、大津百町の3地区にて開催
	1月	第2回庁内連携会議	第2次大津市景観計画原案について
	3月	第10回景観計画改定専門部会	重点地区ワークショップ結果報告、景観計画ガイドライン素案について検討
第44回大津市景観審議会		重点地区ワークショップ結果報告	
第145回都市計画審議会		第2次大津市景観計画原案について報告	
令和6年度	6月	第11回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画案・ガイドライン案について検討、パブコメ実施について報告
	8月	第45回大津市景観審議会	第2次大津市景観計画案・ガイドライン案について審議、パブコメ実施について報告
	10月	パブリックコメント	
	11月	第12回景観計画改定専門部会	第2次大津市景観計画案・ガイドライン案について検討
	12月	第146回都市計画審議会	第2次大津市景観計画案について意見聴取
		第46回大津市景観審議会	第2次大津市景観計画案について答申
3月	第2次大津市景観計画及び景観法施行条例改正		
令和7年度	4～10月	周知期間	
	11月～	第2次大津市景観計画及び景観法施行条例施行	

5. 委員名簿

令和3年度 大津市景観計画改定専門部会 委員名簿（敬称略）

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	石川 亮	成安造形大学芸術学部准教授
関係事業者	和田 光平	ダイワ看板株式会社 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
関係行政機関	矢野 克典	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長
	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監

令和3年度 大津市景観審議会 委員名簿（敬称略）

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	石川 亮	成安造形大学芸術学部准教授
関係事業者	横野 康子	有限会社貴宝堂取締役 (大津商工会議所女性会)
	和田 光平	ダイワ看板株式会社 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
	浜崎 大祐	株式会社浜崎総合鑑定地所 (公益社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	矢野 克典	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長
公募	木村 泰江	
	初田 安弘	
	山田 栄藏	

令和4年度 大津市景観計画改定専門部会 委員名簿 (敬称略)

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	矢野 克典	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長

令和4年度 大津市景観審議会 委員名簿 (敬称略)

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	横野 康子	有限会社貴宝堂取締役 (大津商工会議所女性会)
	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
	浜崎 大祐	株式会社浜崎総合鑑定地所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	矢野 克典	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長
公募	初田 安弘	
	山田 栄藏	

令和4年度（8月1日以降） 大津市景観計画改定専門部会 委員名簿 （敬称略）

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	辻田 香織	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長

令和4年度（8月1日以降） 大津市景観審議会 委員名簿 （敬称略）

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	横野 康子	有限会社貴宝堂取締役 (大津商工会議所女性会)
	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
	浜崎 大祐	株式会社浜崎総合鑑定地所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	辻田 香織	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長
公募	初田 安弘	
	山田 栄藏	

令和5年度 大津市景観計画策定専門部会 委員名簿 (敬称略)

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員 研究部兼)事業部・環境学習・交流係長

令和5年度 大津市景観審議会 委員名簿 (敬称略)

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部大学院美術研究科教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	横野 康子	有限会社貴宝堂取締役 (大津商工会議所女性会)
	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
	浜崎 大祐	株式会社浜崎総合鑑定地所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会)
関係行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監
	楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員 研究部兼)事業部・環境学習・交流係長
公募	初田 安弘	
	山田 栄藏	

令和6年度 大津市景観計画策定専門部会 委員名簿 (敬称略)

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学名誉教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
関係行政機関	北村 智顕	滋賀県土木交通部技監
	楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員 研究部兼)事業部・環境学習・交流係長

令和6年度 大津市景観審議会 委員名簿 (敬称略)

	委員氏名	経歴・推薦団体等
学識経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学名誉教授
	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	田口 真太郎	成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教
関係事業者	横野 康子	有限会社貴宝堂取締役 (大津商工会議所女性会)
	三上 享	ナカタニ工芸代表者 (滋賀県広告美術協同組合)
	千葉 薫	株式会社丸山建築事務所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県建築士会)
	浜崎 大祐	株式会社浜崎総合鑑定地所代表取締役 (公益社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会)
関係行政機関	北村 智顕	滋賀県土木交通部技監
	楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員 研究部兼)事業部・環境学習・交流係長
公募	椋田 政春	
	松本 哲也	

6. 用語集

あ 行

アイストップ（あいすとっぷ）：

角地や道路の突き当たりなどの、人々の目が留まりやすい場所や位置のこと。人の視線が自然と集まるため、景観的な配慮をすることが重要。

穴太衆積み（あのうしゅうづみ）：

石積みの伝統的技法の一つで、一定の間隔を空けて大きな石と小さな石を交互に配置する方法。

石山寺（いしやまでら）：

石山寺一丁目にある東寺真言宗の大本山で、西国三十三カ所観音霊場、第13番の札所でもある。平安時代には貴族や皇族の間で石山詣が流行し、王朝文学の舞台となった文学の寺らしく、紫式部が「源氏物語」の構想を練ったといわれる「源氏の間」がある。広大な境内には寺名の由来となった天然記念物の^{けいかいせき}硅灰石が露出しており、紅葉の季節には建造物との調和が美しさを増し、近江八景「石山の秋月」として名高い風情を醸しだしている。

浮御堂（うきみどう）：

大津市堅田地区に建つ。寺名を^{かいもんざんまんげつじ}海門山満月寺という。臨済宗大徳寺派に属し、平安期に^{えしんそうず}恵心僧都源信が琵琶湖の湖上安全と衆生済度のため、湖中に仏閣を建立したとされている。湖中に浮かぶお堂の景観の素晴らしさは数ある大津の景勝地のなかでも特筆すべきものがある。また、近江八景「^{かたたらくがん}堅田の落雁」では、雁の渡る冬空を背景とした湖中に浮かぶお堂の姿が描かれ、多くの人々に愛され続けてきた。

衛生プラント（えいせいぷらんと）：

し尿処理施設のこと。

遠景域（えんけいいき）：

見る人と見られるものとの距離を現すことば。遠景域とは、樹林を見る場合、1本ずつの樹木を識別することが困難であり、大きな植生の変化や地形のアウトラインを識別できる距離。ここでは、対象物から概ね2～5kmの距離としている。

近江大津京（おうみおおつきょう）・**近江大津宮錦織遺跡**（おうみおおつのみやにしこおりいせき）：

667年、^{てんちてんのう}天智天皇により明日香から遷都されたが、672年の壬申の乱で廃都と化した。以後長らく宮跡さえ不明で、所在地を巡り論議を呼んでいたが、昭和40年代にこの地に宮跡らしき遺構が発見された。近江大津宮錦織遺跡は、錦織二丁目に広がる国指定史跡。

近江国庁跡（おうみこくちょうあと）：

瀬田の三大寺から大江六丁目にかけての一带に広がる国指定史跡。

奈良時代、中央から国司が派遣されており、その政庁を国庁、その所在地を国府といった。近江国庁は八世紀中頃に建設され、十世紀末まで存続したと推定される。

近江八景（おうみはっけい）：

江戸時代初期、中国の瀟湘八景になぞらえ、安土桃山時代の公卿、近衛信尹が選定したといわれる。「比良の暮雪」「堅田の落雁」「唐崎の夜雨」「三井の晩鐘」「矢橋の帰帆」「栗津の晴嵐」「瀬田の夕照」「石山の秋月」の八景。うち七景までが大津に属しており、他の一景、矢橋も大津の地から見た風景である。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）：

屋外に掲出・設置される広告物。その表示の場所・方法については屋外広告物法、大津市屋外広告物条例により規制されている。

小野神社（おのじんじや）：

小野氏のゆかりの地を象徴する神社。木々が茂る静かな雰囲気の中に社殿がある。祭神は、第五代孝昭天皇の第一子と、遣隋使の小野妹子の先祖にあたる米餅搗大使主命である。米餅搗大使主命は、仁徳天皇のころに日本で初めて餅つきをしたと伝えられており、菓子づくりの神様として菓子業者から広く信仰を集めている。境内には小野篁神社や、小野道風神社があり、いずれも国の重要文化財に指定されている。

園城寺（おんじょうじ）：

園城寺町にある天台寺門宗の総本山で、三井寺ともいう。観音堂は西国三十三カ所霊場、第14番の札所でもある。三井寺の名は天智、天武、持統の三帝の産湯に使われた「三井」と呼ばれる霊泉に由来する。日本三名鐘のひとつである銅鐘は近江八景「三井の晩鐘」として名高く、「日本の音百選」にも選ばれており、桜の名所としても有名である。

か 行

伽藍山（がらんやま）：

瀬田川の西岸、石山地区にそびえる山。その麓に石山寺が建立されている。

規制（きせい）：

法律や条例によって、一定の行為を制限すること。

規制・誘導（きせiyūdō）：

法律や条例に従って基準を定め、建築行為などに対する一定の制限を加えることにより、望ましい景観となるよう誘導する、あるいは望ましくない景観とならないよう誘導すること。

業務施設（ぎょうむしせつ）：

事務所・倉庫・工場・病院・銀行などを営むための建築物。

近隣センター（きんりんせんたー）：

住民のための日常的な生活サービスや商業サービスなどを提供する機能が集積する生活の拠点となる地区。

景観エリア（けいかんえりあ）：

土地利用の現況や用途などによる景観特性の違いに基づき、景観地域及び景観軸をさらに区分する単位。地域（地区）による区分では、緑地景観エリア、低層住宅地景観エリア、市街地景観エリア、沿道市街地景観エリア、商業地景観エリア、工業地景観エリアがある。また景観軸による区分では、市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア、河畔林景観エリア、水辺景観特別エリア、都市河川沿岸景観エリア、自然河川沿岸景観エリアがある。それぞれごとに、届出対象となる行為の規模や制限の内容を定めている。

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）：

景観法（2004年6月制定、12月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

景観協定（けいかんきょうてい）：

景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により、良好な景観を形成するために結ぶ協定。定める内容は住民間で決められ、建築物や工作物のデザインをはじめ、緑化や屋外広告物の表示、ショーウインドウの照明時間など、良好な景観形成に関する様々な内容について定めることができる。協定は、所有権などが移転した場合にも継承される。

景観計画（けいかんけいかく）：

景観法（第8条）に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、景観計画の区域、景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針などを定める計画。大津市においては、第一次計画を平成18年2月に策定し、この度第二次計画を策定している。

景観計画区域（けいかんけいかくくいき）：

景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の対象区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。大津市では市全域を景観計画区域としている。

景観構成要素（けいかんこうせいようそ）：

大津市の景観特性を捉える概念であり、景観特性の違いを面的な空間の単位で捉える要素（＝景観地域）と景観地域を繋ぐ帯状の要素（＝景観軸）を設定し、これを景観構成要素と呼ぶ。

景観軸（けいかんじく）：

眺望の視線に方向性を与え、多くの人がある視線を共有する場が連なる軸線。大津市では湖岸線に沿った軸線（＝湖岸軸）、河川に沿った軸線（＝河川軸）を景観軸として位置づけ、それぞれの軸に一定の中を持たせて景観エリアを規定している。

景観重要建造物（けいかんじゅうようけんぞうぶつ）：

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物であって、景観行政団体の長が指定した建造物のこと（建造物と一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件も含む）。

景観重要樹木（けいかんじゅうようじゅもく）：

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長が指定した樹木のこと。

景観地域（けいかんちいき）：

地形条件、歴史的条件、社会的条件などによる景観特性の違いに基づき、大津市全域を区分する空間の単位。大津市全域を山地景観地域、古都緑地景観地域、丘陵地景観地域、田園集落景観地域、古都景観地域、都心景観地域、市街地景観地域の7つの地域に区分する大津市独自の用語。

建築協定（けんちくきょうてい）：

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するために、市町村条例に建築協定の締結に関する旨が定められている場合に、土地所有者などがその全員の合意により、一定の区域を定め、建築物の建築・位置・構造・用途・形態・意匠などに関して、建築基準法に定められた制限よりも厳しい基準を設けて、居住環境の維持、保全を図ろうとする協定。

原風景（げんふうけい）：

本来的には、原体験におけるイメージで、風景の形をとっているものの意。ここでは大津の風土（地形、歴史、文化など）に生まれ、長い時間をかけて形成されてきた大津のイメージを表す風景。

建ぺい率（けんぺいりつ）：

敷地面積に対する建築面積（建築物の水平投影面積）の割合。敷地内に建てられる建築物の最大限の面積をパーセントで表し、建築基準法や風致条例などで定められている。

高木（こうぼく）：

低・中木よりも高い（概ね4 m以上に成長）の樹木をいう。

湖岸緑地（こがなりよくち）：

琵琶湖湖岸部や河口部に群生するヨシ原などの水際の自然緑地、湖岸部背後（陸域）に残る樹林地などの自然緑地。

さ 行

里山林（さとやまりん）：

居住地域の近くに広がる生活と密接に結びついて存在している森林の総称。かつては薪炭用材や落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用されることにより維持管理されてきた。

山稜（さんりょう）：

峰筋のことであり、山の峰と峰とをつないで分水界をなす部分。

滋賀県景観行政団体協議会（しがけんけいかんぎょうせいだんたいきょうぎかい）：

滋賀県と県内13市が構成する、広域景観を形成していくための協議会。

色彩（しきさい）：

色又は、色のとりあわせ。色どり。

色相（しきそう）：

明度、彩度とともに色の三属性を構成する。有彩色の色を、他の色と区別するよりどころとなる特質。赤み・黄み・青みなど。

色調（しきちょう）：

色合いのこと。色の配合、濃淡・強弱などの調子。

自然景観（しぜんけいかん）：

山や湖、川、草、木など、自然を眺める景観をいう。

視点場（してんば）：

景観に関する専門用語で、湖岸の公園、山頂の展望台などの景観を見る場所を指す。

修景（しゅうけい）：

良好な景観を形成するために、建築物、工作物、外構部などの外観を周辺の景観と調和させながら新築・増築・改築・改修すること。

修景事業（しゅうけいじぎょう）：

景観に配慮した意匠形態となるような改修事業のこと。公共空間のインフラを対象とした事業と、民地の建物外観や外構を対象とした事業がある。

重要な眺望景観（じゅうようなちょうぼうけいかん）：

眺望景観のうち、大津市の景観づくりの基礎となる重要な眺望景観を指す。

本計画では眺望景観に配慮すべき重要眺望点（眺望景観を見る地点のうち、少なくともそこからの景観は守るべきと考えられる地点）と眺望景観保全地域（眺望景観に影響を与える恐れのある地域）を定め、眺望景観に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為などを規制誘導することにより、その保全・育成を図っている。

北部湖岸地域においては、他の眺望景観との特性の違いから、ある地点からのみでなく、湖岸全体を見渡せる様々な地点からの保全が必要なため、あえて、特定の重要眺望点は設けず、様々な眺望点からの保全を図ることとしている。

樹冠（じゅかん）：

樹木の枝や葉の茂っている部分

樹姿（じゅし）：

樹木の姿。

樹種（じゅしゅ）：

樹木の種類。

樹勢（じゅせい）：

樹木の生育状態。

樹林地（じゅりんち）：

樹木が密に生えている場所。

崇福寺跡（すうふくじあと）：

大津京遷都の翌668年、天智天皇が、宮殿の西北山中に建立したとされる。幻の宮跡を探る手がかりとして注目され、1928年（昭和3）と1938年（昭和13）に発掘された。講堂、金堂、小金堂、塔、弥勒堂みろくどうの遺構が見つかった。国指定史跡。

スカイライン（すかいらいん）：

地平線。特に山や建物などが空に描く輪郭線。

た 行

大景観（だいけいかん）：

地形や自然環境から構成される、景観の中でも基礎となる構成要素。本市においては、例えば琵琶湖の水面、比良山系などの山並み、田園地帯と背後の山地が基盤となった景観などが該当する。

耐候性（たいこうせい）：

建築材料などを屋外に放置したときの耐性。

多孔質（たこうしつ）：

スポンジのように、多くの孔が空いている状態。

地区計画（ちくけいかく）：

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民からの提案や住民参画のもと、住民と市とが連携し、都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていくもの。地区整備計画は、地区計画に置いて定められる詳細計画。

中・高木（ちゅうこうぼく）：

中木は1.5～4 m程度の樹木、高木は概ね4 m以上に成長する樹木をいう。

中層建築物（ちゅうそうけんちくぶつ）：

概ね、4～10階程度の建築物のこと。

中景域（ちゅうけいいき）：

見る人と見られるものとの距離を現すことば。中景域とは、樹林を見る場合、個々の樹木を識別できる距離。ここでは、対象物から概ね0.5～2 kmの距離としている。

眺望景観（ちょうぼうけいかん）：

展望台などの特定の視点場（不特定多数の人々が景観を見る場所）から山や湖などの主対象（眺められる対象物）を眺望したとき、視覚で捉えられる景観のこと。

眺望点（ちょうぼうてん）：

視点場のうち、展望台などの特定の視点場（不特定多数の人々が景観を見る場所）から山や湖などの主対象（眺められる対象物）を眺望したとき、視覚で捉えられる景観を見る地点を指す。

妻側（つまがわ）：

建物の側面や棟の方向に直交する面。切妻や入母屋（いりもや）造りの屋根の側面の三角形の壁面のこと。

低層建築物（ていそうけんちくぶつ）：

概ね、1～3階建程度の建築物のこと。

低木（ていぼく）：

低木は樹高が概ね1.5 m以下の樹木をいう。

低・中木（てい・ちゅうぼく）：

低木は樹高が概ね1.5m以下の樹木、中木は1.5～4 m程度の樹木をいう。

天皇神社（てんのうじんじゃ）：

和邇中にある神社。正中元年（1324）に建立された神社。^{すさのおのみこと}素盞鳴尊が祭神。天皇神社本殿は、正面^{けたゆきさんげん}桁行三間、側面^{はりまにけん おもや}梁間二間の母屋の全面に一間の^{ひさし}庇をつける^{きりづまづくり}切妻造で、屋根は檜皮^{ひわだぶき}葺きである。これは全国的に見ても貴重な構造で、県下では3棟しか残っていない。境内には室町時代のものと思われる石造^{いしぞう}宝塔^{ほうとう}や層塔^{そうとう}が残っている。国の重要文化財に指定されている。

都市基盤（としきばん）：

都市基盤とは、一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤のことを言う。（学校、病院、公園などの公共施設を含む場合もある。）

都市計画道路（としけいかくどうろ）：

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。

都市軸（としじく）：

都市の中心や重要なランドマークを結ぶ線や道路のこと。この道路に沿った景観は、都市の魅力を高めるために重要。

土羽（どは）：

盛土の法面、斜面のこと。

な 行

法面整正（のりめんせいせい）：

法面とは造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、人工的につくり出された斜面のこと。のり面整正とはのり面を整えること。

は 行

白砂青松（はくしゃせいしょう）：

白い砂と青々とした松により形成される日本の美しい海岸の風景のたとえ。大津市においては、志賀地域の湖岸線に沿って松林が茂る砂浜の風景を見ることができる。

パノラマ景観（ぱのらまけいかん）：

周囲の全景を一体的に見晴らせる景観。ここでは、琵琶湖の水面が前面に広がる景観や、田園地帯の前面に山並みが連なる景観などを指す。

パラペット（ぱらぺっと）：

建物や構造物の外部に設けられた、壁や柵などの低い防護壁のこと。

比叡山（ひえいざん）：

大津市と京都市北東部とにまたがる山。延暦寺の聖域として保護され、国の鳥類繁殖地に指定されている。また、日本全土に生育する植物の四分の一にあたる約千種の植物が生育する。1994年には比叡山延暦寺の数々の文化財や比叡山の自然環境がユネスコ世界文化遺産に登録された。

比叡山延暦寺（ひえいざんえんりやくじ）：

1200年前に伝教大師最澄が比叡山に草庵を結んだことに始まる天台宗の総本山で、日本仏教の母山といわれている。戦国時代に織田信長の全山焼討ちに遭ったが、豊臣秀吉や徳川家康の手によって復興され、平成6年にはユネスコの世界文化遺産に登録された。京都・滋賀にまたがり、杉木立がうっそうと茂る広大な寺域には100余りの建造物があり、日本仏教の母山と呼ぶにふさわしい威厳に満ちた雰囲気漂わせている。広大な寺域は三つに分かれており、東塔には延暦寺の総本堂である根本中堂をはじめ、大日如来を祀る大講堂、比叡山の総門を思わせる文殊楼などが、西塔は伝教大師最澄の作の釈迦如来を本尊とする釈迦堂を中心に、にない堂、唯一織田信長の焼き討ちをのがれた瑠璃堂などが、横川には横川中堂を中心に、元三大師堂などがそれぞれ集まる。

ビスタ景観（びすたけいかん）：

ビスタとは、展望、眺め、見通しなどを意味する言葉であり、ビスタ景観とは、道路や河川に沿って見通す、あるいは眺める景観のこと。

日吉大社（ひよしたいしゃ）：

坂本地区にある全国3,800余りの山王さんの総本宮で、古事記にも登場する古社である。広大な境内には国宝の東本宮、西本宮の本殿をはじめ、21社が祀られており、重要文化財に指定されているものが多くある。境内を流れる大宮川には、豊臣秀吉が寄進したといわれる日本最古の石橋で、重要文化財にも指定されている日吉三橋が架かっている。湖国随一の紅葉の名所としても名高い。

琵琶湖疏水（びわこそすい）：

明治時代に舟運・発電・上水道・灌漑の目的で開削された琵琶湖から京都市に通じる運河。近代の産業遺産であるとともに、運河沿いの桜並木、琵琶湖あるいは三井寺を見晴らす眺望景観などが大津を代表する景観のひとつとなっている。

びわこ東海道景観協議会（びわことうかいどうけいかんきょうぎかい）：

大津市と草津市が広域的な観点から良好な景観を保全、創造するために設立した、景観法に基づく協議会。令和3年3月に「びわこ東海道景観基本計画」を策定した。

びわこ文化公園都市（びわこぶんかこうえんとし）：

びわこ文化公園都市とは、滋賀県が、琵琶湖や比良山、湖南アルプスを望む湖南丘陵地一帯を県立都市公園として整備を進めているもの。このうち、県立近代美術館、県立図書館、県立埋蔵文化財センターなどを含むゾーンは、芸術、教養の集積地として位置づけられている。

武奈ヶ岳（ぶながたけ）：

比良山系の最高峰（標高1,214m）。春から夏にかけてはブナやミズナラ、カエデ類の新緑、秋には紅葉やススキが山を彩る。

ポケットパーク（ぽけっとぱーく）：

比較的小規模な場所に設けられる公共の小さな公園や広場のこと。

保全（ほぜん）：

その状態を保護することに加え、より価値を高めることの意味を含む。

保存（ほぞん）：

そのままの状態を保って失われないこと。現状を維持すること。

ま 行

まちの借景（まちのしゃっけい）：

借景とは造園技法のひとつであり、庭園外の山や樹木などの風景を、庭を形成する背景として取り入れたもの。ここではまちの景観に山並みを背景として活かすことを意味する。

水辺景観（みずべけいかん）：

琵琶湖岸、河川沿岸からの水面を構成要素とする景観。特に、琵琶湖岸においては、滋賀県条例の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、その優れた水辺景観を形成する地域対象として、琵琶湖景観形成地域が指定されていた。大津市域の琵琶湖景観形成地域は、その景観特性により以下の6種の景観類型に区分されていた。

市街地湖岸景観	背後に市街地が広がる、都市公園などの整備により親水性のある緑豊かな湖岸、コンクリート護岸、水際線に建築物などが連担する地域などに特徴づけられる景観
集落湖岸景観	琵琶湖辺で営まれてきた生活文化を反映する落ち着いた集落景観
砂浜樹林景観	白砂青松が独特の自然美を感じさせている琵琶湖の湖辺における代表的な自然景観のひとつ
山岳湖岸景観	琵琶湖に迫った緑濃い山林が湖水と一体となって形づくっている雄大な山岳的景観
ヨシ原樹林景観	湖辺のヨシ原とカワヤナギ類の樹林及びその背後に広がるのどかな田園とが一体となった景観
河畔林景観	琵琶湖に流れ込む河川の河口部から上流にかけて生育する樹林の景観が琵琶湖と一体となって作り出す景観

なお、大津市景観計画においては、市街地湖岸景観は市街地水辺景観エリア、集落湖岸景観は集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観は砂浜樹林景観エリア、山岳湖岸景観は山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観はヨシ原樹林景観エリア、河畔林景観は河畔林景観エリアとして、その取り組みを引継いでいる。

や 行

八雲ヶ原湿原（やくもがはらしつげん）：

関西では希少な高地湿原で、奥ノ深谷の水源地のひとつ。池ではヒツジグサやジュンサイ、食虫植物のモウセンゴケやミミカキグサのほか、四季折々の花が見られる。

誘導（ゆうどう）：

一定の目的に向かい誘い導くこと。ここでは特に法律や条例によらず、指導、助言、あるいは助成措置などにより望ましい行為を促すことも含む。

容積率（ようせきりつ）：

敷地面積に対する建築延べ床面積（床面積の合計）の割合。

用途地域（ようとちいき）：

都市計画法に定める地域（13種）で、都市の環境保全や利便の増進のために、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率、容積率）など一定の制限を行う地域。

市街地には住宅や商業施設、工業など様々な用途の建築物が存在する。これらの建物が無秩序に立地すれば騒音や日照妨害など生活環境の悪化をひきおこしたり、生産や交通などの都市機能が混乱したりする心配がある。

そのため、地域の実情や将来の土地利用を考えて、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率、容積率など）、密度など守るべき最低限のルールを決める制度。現在、13種類ある。

第1種低層住居 専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模なお店や事業所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられる。
第2種低層 住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられる。
第1種中高層 住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか、500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられる。
第2種中高層 住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられる。
第1種住居地域	住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
第2種住居地域	主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられる。
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。
近隣商業地域	近隣の住居が日用品の買い物をする店舗などの業務の利便性を図る地域。住宅や店舗のほかに小規模な工場も建てられる。
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業などの業務の利便の増進を図る地域。住宅や小規模の工場も建てられる。
準工業地域	主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域。農産物の生産、貯蔵等に関する施設や小規模なお店や事業所を兼ねた住宅などが建てられる。
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域。どんな工場でも建てられ、住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

ら 行

緑地協定（りょくちきょうてい）：

都市緑地法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する相当の区間にわたる土地の所有者などがその全員の合意により、都市の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

林縁部（りんえんぶ）：

林（樹林地）のふち。

歴史的風土保存区域（れきしてきふうどほぞんくいき）：

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に定める地域で、古都の歴史的風土を保存するために指定される区域。

大津市においては、比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、音羽山地区、石山寺地区の5地区が定められている。

ロードサイド型（ろーどさいどがた）：

ロードサイドとは沿道のこと。ここでは、幹線道路の沿道に立地するファーストフード店、パチンコ店、量販店などを総称してロードサイド型商業施設と言う。

大津市景観計画の経緯

平成 18 年（2006 年）2 月	「大津市景観計画」策定
平成 18 年（2006 年）10 月	「大津市景観計画」施行
平成 19 年（2007 年）12 月	「大津市景観計画」変更 (変更点) ・志賀地域を含めた大津市全域
平成 30 年（2018 年）5 月	「大津市景観計画」変更 (変更点) ・都心景観路の追加
令和 7 年（2025 年）●月	「第 2 次大津市景観計画」策定 (主な変更点) ・景観区を景観エリアに再編 ・景観重点地区の設定 (堅田地区、坂本地区、大津百町地区) ・対岸眺望景観保全地域の設定（草津市との景観連携） ・景観づくりの推進方策（第 6 章）の新設

第 2 次大津市景観計画

令和 7 年●月●日策定

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL (077) 528-2956

FAX (077) 527-1028

E-mail otsu1303@city.otsu.lg.jp
